

第1章

クローバック条項、サイバーセキュリティ 2023年度新たに 要求された開示事項

【この記事のエッセンス】

- 米国では、2023年度の年次報告書で非財務情報の新しい開示クローバック条項とサイバーセキュリティが要求された。
- 新しい開示は、いずれも日本では開示が強制されていない。
- サイバーセキュリティの開示は、サイバーセキュリティ後進国といわれている日本にとっては、今後検討が必要な事項となるであろう。

はじめに

米国の大規模早期提出会社(Large accelerated filer)(時価総額7億ドル超の会社)のSECへの年次報告書(様式10-K(以下、「10-K」とい

う)の提出期限は、期末日から60日以内であり、該当する12月決算会社(米国では12月決算会社が多い)は3月初旬までには10-Kの提出を終えている。

本稿では、2023年度から10-Kが開示が要求される項目を中心に「General Electric Company(以下、「GE」という)の10-Kでの開示例をいくつか示している。本章では、2023年度から新たに開示が要求されたクローバック条項とサイバーセキュリティから解説する。

クローバック条項

(1) クローバック条項とは

クローバック条項とは、業績に連動して役員に支給された報酬を、業

績結果の修正などの事項をトリガーとして強制的に返還させる取り決めである。クローバック条項と類似した取り決めとして、マルス条項があり、主に中期インセンティブについて、役員に支給されていない報酬を減額または消滅させる取り決めである。多くの場合、クローバック条項はクローバック条項とマルス条項を含んだものとして扱われている。

(2) クローバック条項の変遷

米国におけるクローバック条項についての変遷は、図表1のとおりである。

サーベンス・オクスリー法304条とドッド・フランク法954条のクローバックの違いは図表2のとおりである。サーベンス・オクスリー法はエンロン事件を契機に設定されたが、

リーマン・ショックを契機とするドッド・フランク法954条では、クローバックの範囲が拡大していることがわかる。

(3) 2022年10月のSECの最終改正の概要

新しい規則は、「ドッド・フランク法」によって追加された1934年証券取引法の規則10Dとして導入され、規則S-Kの改正も含まれている。

① クローバック・ポリシーの採用と遵守

1934年証券取引法に基づく財務報告の重要な違反により修正再表示が要求される場合に、修正再表示した年度の直前の3年間について、現在または以前の執行役員が受領した誤って支払われたインセンティブベースの報酬の回収に関する書面のクローバック・ポリシーを採用し、遵守することを要求する(上場規則により)。

② クローバック・ポリシーに関する情報開示

10-Kの添付物として、クローバック・ポリシーとそのポリシーに従って取られた行動に関する情報の開示を義務づける。